

YOI-TARU～味覚祭 2025～出店募集要項

1. 出店期間及び営業時間

令和 7 年 11 月 8 日(土) 11:00～19:00、9 日(日) 11:00～17:00

2. 出店を募集する区画・出店料

・会場: サンモール一番街特設会場 (小樽市稻穂1)

・出店料: 2日間 40,000 円

・区画: テント:2.7m×3.6m(1.5 間×2 間テント)

・募集数: テント出店 10 店舗

※応募状況などにより変更する可能性があります

※出店料に含まれるもの:

・テント、テーブル 1 本、テント内照明、コンセント(100V1kwまで)、共同給排水、警察申請料

※出店料に含まれるもの以外の装飾、追加テーブル等の必要な設備は、各自でご用意ください。

3. 出店条件

①イベントの趣旨に賛同していること: 小樽、余市、ならびに近郊に縁のある飲食材を使用していること、または、フード・ドリンクのメニューを提供できること

②本募集要項及び実行委員会の指示を遵守すること

③小樽観光協会または余市観光協会の会員であること

④「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関係がないこと

4. 募集期間及び募集方法

別紙「出店申込書」に必要事項を記載の上、運営事務局にご提出ください。

・締切 令和 7 年 9 月 5 日(金) 17:00

・提出先 小樽観光協会 または 余市観光協会

5. 出店者の決定

・出店要項に基づく審査を行い、条件を満たすと本プロジェクトが認めた応募者から決定します。

6. お問い合わせ先

小樽観光協会 電話:0134-33-2510 info2007@otaru.gr.jp 担当:畠山・島口・坂本

余市観光協会 電話:0135-22-4415 info@yoichi-kankouyoukai.com 担当:清水

YOI-TARU～味覚祭 2025～ 出店注意事項

1. 出店資格の審査

申込のあった出店希望者については、本プロジェクトによる申込内容の審査を行い、条件を満たさない事実が判明した場合は、直ちに出店資格を停止します。

2. 出店条件

出店するための条件は下記のとおりとします。なお、これらに従わない場合は出店資格を停止し、準備期間中を含め、当日の営業中であっても直ちに撤去させます。また、このことで出店者に損害が生じても本プロジェクトとしては一切責任を負いません。

- ①出店注意事項にある出店時間、搬入・搬出の日時を厳守すること。
- ②本プロジェクトが指定した出店区画以外での営業行為を行わないこと。
- ③「又貸し」、「切り売り」、「交換」等により、出店決定区画に、申込者以外の者が出店しないこと。
- ④出店料は、実行委員会が指定した期日までに確実に納入すること。
- ⑤出店に必要な資材(追加のテーブル・椅子等)は各自で用意すること。
- ⑥発電機の使用は禁止します。本プロジェクトで用意したコンセントを使用すること。
- ⑦火気を扱う店舗は必ず店舗内に消火器(未使用かつ使用期限内のもの)を配置すること。
- ⑧販売品目について、物販、飲食を可能とします。ただし、事前に申請のあったもの以外の販売を禁止します。発覚した場合は営業時間内であっても販売を中止します。その際の損益について本プロジェクトは一切の責任を負いません。
- ⑨酒類の販売に当たっては年齢確認を行い、20歳未満の者には絶対に販売しないこと。
- ⑩与えられた区画内及び区画周囲の清掃、及び残り物(特に廃油)の処理を確実に行うこと。
- ⑪閉店後は、毎日必ずガスの元栓及び調理器具のコックを閉じ、全ての火気の点検を行うこと。
- ⑫各店舗における商品等の盗難、破損、及び出店資格の停止、悪天候等による出店中止等による損害賠償等について本プロジェクトは一切の責任を負わない。また、出店者において来店者への事故等に対応する損害賠償保険に加入すること。
- ⑬車両の通行や駐車については、本プロジェクトの指示に従うこと。
- ⑭出店に関係のない、会場周辺の企業や行政機関などの敷地に立ち入らないこと。

3. 出店許可

出店申請書等の様式を提出、かつ、出店料をお支払い完了後、「出店許可証」を発行します。

- ・出店許可証は、必ず店舗内の見える位置に掲示してください。
- ・イベント期間中、実行委員会が巡回を行い、適正な営業が行われているか確認を行いますので、代表者又は出店責任者は、必ず店内にいるようにしていただき、一時的に店を離れる場合も連絡がとれるようしてください。

4. 区画(店舗設置)の取扱い

- ①本プロジェクトで指定した出店区画以外での販売、呼び込み、及びテーブル、椅子や物品の設置などは認めていません。また、安全上の観点から持ち込みテントを禁止します。
- ②必要な資材(追加のテーブル、台車など)の手配は、各自で行ってください。
- ③区画周辺付帯施設でアスファルトなどの汚れ、石畳の割れ等の破損があった場合は、破損箇所の前で営業されている出店者に修繕費用を負担していただきます。

5. 設営・出店・撤去等時間

	11月8日(土)	11月9日(日)
搬入可能時間	7時00分～10時00分	8時00分～10時00分
出店時間	11時00分～19時00分	11時00分～17時00分
搬出可能時間	19時00分～20時00分	17時00分～19時00分

※状況により変更する場合がございます。

※出店時間は上記のとおりですが、各日とも出店時間終了までは閉店しないでください。

※会場周辺の企業や行政機関など、関係のない敷地には立ち入らないでください。

6. 車両の通行

**【重要】サンモール一番街は、原則 7:00～10:00 が車両通行可能です。
上記以外の時間帯は、「車両通行止め」となりますので車両の通行できません。**

車両搬入出にあたっては、警察へ「通行禁止道路通行許可」の申請をします。

提出書類は、①使用する車両の車検証の写し、②運転者の免許証の写し。

出店申し込み後、事務局で手続きを行います。

- ① 出店時間内にやむを得ず物品の搬出入をするときは、会場入口までとなります。なお、これらの地点にて積み降ろしを行う場合は、運営スタッフの指示に従い、終了後は早急にご退出ください。
- ② 出店者用の駐車スペースは、用意しておりませんので、駐車場等をご利用ください。出店時間中の会場内への駐車や、近隣道路への路上駐車等は絶対にしないでください。
- ③ 設営・撤収時の、会場内への車両乗り入れについては混雑が予想されますので、台数、時間ともに必要最低限の乗り入れとしてください。
- ④ 設営・撤収時は、車両通行の妨げにならないよう、自店舗前の通路に資材等を置かないで下さい。
また、自店舗前に車両を駐車するときは、自店舗側に寄せて駐車してください。なお、撤収時には、車両を店舗前などに長時間駐車したままで撤収作業を行わず、積み込みが可能な状態になってから搬出車両を乗り入れてください。

7. 清掃及びごみの処理

- ①自店舗内や店舗周囲の清掃はもちろん、残り物(特に廃油)の処理は確実に行ってください。
- ②ごみは、下記の7種類に分別の上、出店者専用ごみ集積所に出してください。
 - (1)カン (2)BIN (3)ペットボトル (4)トレイ等プラスチック類 (5)発泡スチロール
 - (6)紙くず・割り箸 (7)段ボール
- ③各ごみ集積所には、運営スタッフを配置しますので、指示に従い、確実に分別を行ってください
(分別していないごみは受け付けません)。なお、ルールを遵守いただけない出店者については、来年以降の出店をお断りする場合もありますのでご注意ください。また、ごみの排出は搬出可能時間内にまとめてお持ちください。(※搬出可能時間は追ってご連絡します)
- ④調理で油を使う場合、調理機材(特に焼き台、フライヤー)から地面(アスファルト)に熱い油がこぼれることのないよう、ブルーシートとコンパネで養生をした上に調理機材を設置して、調理してください。撤収後、アスファルトの汚れや破損がひどい場合は補修費用を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。また、廃油(植物性の廃食用油)の処理について各自でお願いいたします。回収は致しません。廃油を不法投棄することは絶対にやめてください。
- ⑤会場内の路上に設置したごみ箱は来場者用です。出店者は絶対にごみを捨てないでください。
- ⑥本プロジェクトで設置したごみ箱を移動したり、店内に入れたりしないでください。
- ⑦会場内の出店用水道(シンク)には、油は絶対に捨てないでください。また、油以外の排水は可能ですが、出店者においてザルなどを用意し、残飯などの固形物などで排水が詰まらないよう使用してください。なお、固形物の処理は各出店者で対応をお願いします。詰まりなどで、使用できなくなった場合、補修費用を出店者皆様に負担していただきますのでご注意ください。

8. 火災事故等の防止措置

- ①発電機の使用は禁止しておりますので、実行委員会で用意したコンセントを使用してください。
- ②店内で火気(フライヤーを含む)を使用する店は、未使用かつ使用期限内の消火器(業務用4型以上、エアゾールタイプ等の簡易なものは不可)を設置してください。その他、自店舗での事故発生には十分に注意して営業してください。
- ③閉店後は、毎日必ずガス器具の閉栓(ガスの元栓及び調理器具のコックを閉める)を行い、全ての火気の点検を行ってください。

9. 損害賠償保険の加入

来店者等に対する事故(食中毒やケガなど)に対応する損害賠償保険への加入(保険金額1億円)をお願いしております。加入書の写しなどの提出の必要はありませんが、万が一、事故等が発生した場合、本プロジェクトでは一切の責任を負いませんので、必ず加入してください。

10. 保健所の営業許可

食品を扱う店は、各自で保健所に臨時営業許可の申請をしてください。営業許可証の交付が確認できない場合、出店はできませんのであらかじめご了承ください。

臨時営業許可申請についてのお問い合わせは、小樽市保健所生活衛生(電話 0134-22-3118)にお願いいたします。

11. 警察への「道路使用許可（3号許可）」申請について

「場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為」について、警察に許可申請が必要となります。事務局で申請致します。(申請費用は出店料に含まれます)

○申請により、会期中設営したあとは、テントをそのまま設置することができます。

○通行許可申請とあわせて、事務局で申請します。(書類等は追ってご連絡します)

12. 営業終了時間及び 20歳未満の者への酒類提供

営業終了後は速やかに消灯し、来客に退店を促すようお願いしております。営業終了時間を過ぎても商品を販売することはできません。また、酒類を扱う店舗につきましては年齢確認を確実に実施し、20歳未満の者への提供をしないよう徹底してください。

○営業終了時間の徹底(横幕を張っての営業も認めません)

○未成年者及び自動車等の運転者への酒類提供禁止の徹底

13. 会場内におけるテーブル・イス等

本プロジェクトにて来場者が座って飲食ができる場所の提供を目的として、テーブル及びパイプ椅子等の設置を予定しています。各店舗のお客様限定で利用するのではなく、全ての来場者に広くご利用いただくことを想定しています。

出店者にはそれらの設置及び撤収、テーブルの拭き掃除や残されたごみの片付けなどを出店者にご協力をお願いすることもありますので、その際はご協力を願います。

自店区画内にテーブル及びパイプいすを設置することは可能ですが、各自管理となります。会場内のテーブルやパイプいすを使用することはできませんので、ご理解ください。

14. その他

①「出店募集要項」及び「出店注意事項」、ならびに運営スタッフの指示に従わない場合は、準備期間中を含め、当日の営業中であっても撤去していただきます。また、次回以降、出店申込を受け付けませんのでご注意ください。

②各店舗における金品の盗難などについては、当実行委員会では一切責任は負いません。
各出店者において管理してください。

③購入待ちの行列ができた場合は、出店者において整列・案内等を行い、他店舗の営業や来場者の通行の妨げにならないように対応してください。

④クラウドファンディング等の資金調達による出店は認めていません。

⑤出店スペース内は、紙巻たばこ、電子たばこの別を問わず禁煙です。

15. 会場図

募集段階でのレイアウトですので変更する可能性があります。なお、区画を選ぶことはできません。
本プロジェクトにて決めさせていただきます。



- 出店エリアは会場の特性上、傾斜となっています。ご了承ください。

以上